

障がいのある学生の修学支援の促進等を求める意見書

障害者権利条約が平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した。我が国は平成19年9月に同条約に署名しており、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の制定など、障がい者に関する制度の集中的な改革を行ってきた。そして、本年6月の障害者差別解消法の成立により、障害者権利条約の批准の要件が整ったところである。

そのような中、我が国の高等教育段階においては、大学等における障がいのある学生の在籍者数が急増しており、本県においても、重度身体障がい者が大学に進学する中、大学等においては今まで以上に、障がいのある学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。

しかしながら、大学等において障がい者に対する「合理的な配慮」が義務付けられる障害者差別解消法の施行は平成28年度からであり、現在、入試や入学後の支援の取組は、各大学等の判断に委ねられている。

とりわけ大学への通学支援や学内での介助等について障害福祉サービス等の十分な支援が得られない状況にある。

よって、国においては、障がいのある学生の修学支援の促進等に関し、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 障害者差別解消法で義務付けられる、「合理的な配慮」が各大学において法施行以前から積極的に取り込まれるよう施策の推進を図ること。
- 2 障害福祉サービスが適用される移動支援の範囲に大学等への通学を含める等障がいのある学生が大学等へ通学できる環境整備を図ること。
- 3 障がいのある学生が学内において安心して勉学に励めるよう、トイレ・食事・姿勢維持介助等を行う専門介助者の派遣制度等を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	下村博文殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
内閣官房長官	菅義偉殿